

寒川町野外体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 18 号

### 寒川町野外体育施設条例の一部を改正する条例

寒川町野外体育施設条例(平成 22 年寒川町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とする。

第 11 条中「第 8 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条中「受けた者」を「受けたもの」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「受けた者」を「受けたもの」に改め、同項第 2 号中「前条」を「第 8 条」に改め、同条第 2 項中「受けていた者」を「受けていたもの」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第 1 項中「もの」を「町内団体」に、「使用料」を「金額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める利用料金を、田端スポーツ公園の施設を専用利用する一般団体は、指定管理者が定める町内団体が専用利用する場合の利用料金の額に 1.5 を乗じて得た額の利用料金」に改め、同条第 3 項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「町長」を「指定管理者」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「町長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加え、同条を第 9 条とする。

2 前項の利用料金は、指定管理者の収入として收受させることができる。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「10 人以上の構成員(当該構成員の 3 分の 2 以上が町内に居住している者又は町内に在勤している者でなければならない。)を有する団体」を「次の表の左欄に掲げる体育施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用者」に改め、同条た

だし書を削り、同条に次の表を加え、同条を第 6 条とする。

体育施設	利用者
倉見スポーツ公園 田端スポーツ公園	町内団体(10 人以上の構成員を有する団体のうち、町内に居住し、又は町内に在勤している者(以下この表において「町内在住者等」という。))の数が当該団体の構成員の 3 分の 2 以上を占める団体をいう。第 9 条において同じ。)
田端スポーツ公園	一般団体(10 人以上の構成員を有する団体のうち、町内在住者等の数が当該団体の構成員の 3 分の 2 に満たない団体をいう。第 9 条において同じ。)
町長が特に専用利用をする必要があると認めた体育施設	町長が特に必要と認めるもの

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 3 条 田端スポーツ公園の管理は、町長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 田端スポーツ公園の利用の承認及びその取消しに関する業務
- (2) 田端スポーツ公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他田端スポーツ公園の管理運営に関して町長が必要と認める業務

3 指定管理者の指定の手續等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年寒川町条例第 18 号)の定めるところによる。

4 第1項の場合における第5条、第7条、第8条、第10条及び第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条	町長は必要があると認める	指定管理者は必要があると認め、町長の承認を得た
第7条	町長	指定管理者
第8条	町長	指定管理者
	体育施設	田端スポーツ公園
	利用するとき	利用するとき(指定管理者が必要と認め、町長の承認を得た場合を除く。)
第10条及び第12条	町長	指定管理者

別表中「第8条」を「第9条」に改める。

別表の1の表中「使用料」を「金額」に改める。

別表の2の表中「使用料」を「金額」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町野外体育施設条例第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の寒川町野外体育施設条例の規定によりなされた承認等の処分その他の行為は、改正後の寒川町野外体育施設条例の規定によりなされた承認等の処分その他の行為とみなす。